

東京大学経営企画室内規

令和2年3月26日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される経営企画室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 室は、東京大学（以下「本学」という。）における経営に関する事項を企画立案する。

(組織)

第3条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、室の業務を統括する。
- 4 副室長及び室員は、本学の教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 5 副室長は、室長を補佐する。

(庶務)

第4条 室の庶務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課において処理する。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。